

一般社団法人日本モルック協会

利益相反及び取引適正化に関する規程

(利益相反ポリシー)

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）における利益相反取引を適切に管理するとともに、取引先選定の公正性および透明性を確保し、もって本協会の社会的信用と財産を保全することを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、本協会の役員（理事及び監事）その他本協会の業務に従事する者に適用する。

第3条 (善管注意義務及び忠実義務)

理事は、法令及び定款を遵守し、本協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。自己または第三者の利益を図る目的で本協会の利益を害してはならない。

第2章 利益相反取引の管理

第4条 (利益相反取引の定義)

本規程において「利益相反取引」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条の規定に基づくもののほか、以下のいずれかに該当する取引（大会・イベント時の宿泊手配等の各種手配、用具・備品の調達、業務委託等を含む）をいう。

- (1) 理事自身が本協会と行う取引
- (2) 理事が代表権を有する、または取締役・理事等の役職を務める他の法人（営利・非営利を問わない）との取引
- (3) 理事の親族（二親等以内の血族、配偶者及び二親等以内の姻族）が経営を実質的に支配する法人との取引

第5条 (取引の事前申告及び理事会の承認)

理事は、前条に定める利益相反取引を行おうとする場合、またはその可能性がある場合は、事前にその重要な事実（取引内容、条件、当該業者を選定する理由等）を文書により理事会に申告し、その承認を受けなければならない。

第6条（特別利害関係人の議決権制限）

前条の承認に係る理事会の決議について、当該取引につき特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

2. 前項の理事は、当該決議に係る理事会の定足数に算入しない。

第3章 取引の適正化と不正の防止

第7条（個人的関係に基づく利益供与の禁止）

理事は、第4条に定める利益相反取引に該当しない場合であっても、私的な交友関係（知人、友人等）にある個人または法人に対し、本協会の取引において不当に有利な取り計らい（優先的な発注や市場価格より高い価格での契約等）をしてはならない。

第8条（取引先からの利益受領の禁止及び損害の推定）

理事は、その担当する取引に関し、取引先または取引の相手方となる可能性のある者から、個人的に金銭、物品、接待その他の利益の供与を受けてはならない。ただし、お中元、お歳暮等、一般的に妥当と認められる社会的儀礼の範囲内のものについてはこの限りではない。

2. 理事が前項の規定に違反して利益の供与を受けた場合、当該受領した利益に相当する額は、本協会が被った損害額と推定する。

第9条（調達・契約における客観性の担保と相見積もり）

本協会が物品の購入、業務の委託、出張・宿泊等の各種手配を行うにあたり、1件あたりの予定価格が金50万円（税別）を超える取引については、原則として複数の事業者から相見積もりを取得しなければならない。

2. 前項の選定にあたっては、価格、品質、納期、信頼性等を客観的に比較検討し、本協会にとって最も有利な条件を提示した事業者を選定するものとする。

3. 前2項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、相見積もりを省略することができる。この場合、業務担当者はその理由を記録し、理事会に報告しなければならない。

- (1) 供給可能な事業者が単一である場合（IMO 公認用具の調達等）
- (2) 緊急を要し、相見積もりを取得する時間的余裕がない場合
- (3) 既存システム・設備との互換性等により、特定の事業者に限定される場合

- (4) その他理事会が相当と認める場合
- 4. 同一目的の取引を分割して発注し、本条の適用を免れてはならない。

第 10 条（意思決定の証拠保存と口頭指示の無効）

本協会の財産の処分、債務の負担、その他理事会の決議を要する重要な取引の執行にあたっては、業務担当者は必ず「押印済みの理事会議事録（電磁的記録を含む）の写し」または「所定の決裁を経た稟議書（電子決裁による記録を含む）」を確認しなければならない。

- 2. 理事からの口頭による「理事会の決定があった」旨の伝達のみをもって、関係者はその事務処理や取引の執行または金銭の支払いを行ってはならない。

第 11 条（虚偽報告及び権限逸脱の禁止）

理事は、特定の事業者を取引先に選定させる目的等で、理事会の決定事項を偽る等の虚偽の報告、または自己の権限を逸脱した不当な指示を行ってはならない。

第 12 条（誓約書及び自己申告書の提出）

理事は、就任時及び毎年度当初に、本規程を遵守する旨の誓約書及び利益相反に関する自己申告書を本協会に提出しなければならない。

- 2. 自己申告書には、以下の事項を記載する。
 - (1) 自己が役員等を務める他の法人・団体
 - (2) 二親等以内の親族が経営を実質的に支配する法人
 - (3) 本協会との取引関係の有無
- 3. 記載事項に変更が生じた場合、速やかに届け出なければならない。

第 13 条（利益相反管理台帳）

本協会は、第 5 条の承認を行った利益相反取引について、利益相反管理台帳を作成し、管理する。

- 2. 台帳には、取引年月日、相手方、取引内容、金額、承認日を記載する。
- 3. 台帳及び関係書類は、取引終了後 10 年間保管する。

第 4 章 報告、監査及び制裁

第 12 条（事後報告）

第 5 条の規定により理事会の承認を得て利益相反取引を行った理事は、当該取引後（継続的な取引の場合は各事業年度末）、遅滞なくその取引の実際の状況や金額等を理事会に報告しなければならない。

第 13 条（処分）

本規程に違反し、必要な承認手続を意図的に逸脱した者、または第 11 条に定める虚偽報告等を行った者に対しては、実際の取引成立の有無や法人への損害発生の有無にかかわらず、理事会において厳正な処分（損害賠償の請求、社員総会への理事解任議案の提出等）の対象とする。

2. 前項の処分に対する不服申立は、不服申立規程の定めるところによる。

第 14 条（監査）

監事は、本規程の遵守状況について定期的に監査し、違反の事実や内部統制上の重大な欠陥を発見した場合は、速やかに理事会に報告しなければならない。

第 15 条（規程の改正）

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

本規程は、2026 年 7 月 25 日より施行する。